

令和5年度 沼津市立愛鷹中学校西校舎改築工事基本設計業務委託

質問に対する回答

No.	質問	回答
1	【参加要領 4】 JVでの参加は可能でしょうか。	JVによる参加は認めておりません。 なお、沼津市業務委託契約約款第5条により、業務の全部又は一部の実施を第三者に委託することは禁止しておりますが、委託者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を第三者に再委託することを認めておりますので、必要に応じて、契約締結後、再委託承認願（市ホームページに書式掲載）を提出してください。
2	【参加要領 4（1）】 前提として、沼津市競争入札参加有資格者である必要があるということでしょうか。	沼津市競争入札参加者名簿に登録してある必要はありません。
3	【参加要項 8-1（2）、様式 8】 担当技術者業務実績調書について、設備設計を外注先とする場合も、担当技術者名のみで社名は記載なしとしてよろしいでしょうか。	社名は記載せず、所属欄に「協力事務所」と追記してください。
4	【参加要項 8-1（2）、様式 8】 担当技術者業務実績調書について、設備設計を外注先とする場合、契約金額の記載は無しとしてもよろしいでしょうか。	契約金額は記載してください。なお、再委託の金額を記載する場合は、その旨記載してください。
5	【その他】 現状は中庭にテニスコートのライン引きがされていますが、テニスコートとして使用しているということでしょうか。また、改築後も従前の用途で使用予定でしょうか。	西校舎・北校舎・東校舎・南校舎の中央に位置する中庭（図面1/4配置図参照）については、現状テニスコートとして使用しておりますが、改築後の利用については、本業務における利用状況等の調査や、改築後の建物配置等を踏まえ検討を行う内容としております。